

など、決して多くはない。中華王朝として強く自己規定をし、北の「索虜」に挑み続けた東晋南朝の「北伐詔」も、中華半壁の地の占拠という「実害」に非を鳴らすことが中心であった。

これは「中華の武力」が「華夷間の一方通行的な非対称性」から出発していることと、草原世界と中華世界のパワーバランスという現実との乖離が生んだ必然の帰結とも言い得る。

七世紀、高宗の時代に「最大領域」を実現した直後から、吐蕃・突厥・新羅の反転攻勢にさらされ始めた唐は、中宗や玄宗が「中華の武力」を一方でちらつかせつつ、他方では「盟約」による外交的着地のチャネルをも併用して、対外関係を切り盛りするようになっていく。

この経験が唐の後期、さらには五代両宋期にも受け継がれ、いわゆる「澶淵体制」「多国体制」の形成につながっていくことはすでに知られているとおりである。

一二世紀、金の海陵王による侵攻を受け、南宋が発出した征討詔では「金による盟約違反」が大義として掲げられている。盟約という異夢同床の土俵上で外形的な対称性

をいったん確認したことが、武力行使の根拠を南宋に提供していたことになる。他方、南宋の思想界では攘夷を掲げ、「中華の武力」のあるべき姿を論じる傾向が強く生まれていた。

「盟約」の対称性と「華夷」の非対称性の乖離と不調和は、その後も長く国際関係の展開に影を落としていくことになる。

二〇二四年度史学研究会総会・大会の記録

二〇二四年度史学研究会総会は、一月二日（土）午後一時三〇分より、大会は続いて二時より、京都大学文学部第三講義室で開催された。

総会では、中砂明德理事長による挨拶の後、議長に選出された有坂道子氏の進行の下、庶務・編集・会計・広報に関する報告・提案と審議がなされた。

庶務（塩出浩之常務理事）からは、まず、役員交替および会員数と『史林』販売部数の動向について報告があり、承認された。次に、来年度の例会について、共通テーマを「ミュージアム」とし、二〇二五年四月一九日（土）に京都大学文学部第三講義室を会場として行うことが報告され、承認さ

れた。さらに、史学研究会会則第二条「本会の事務所を……」について、「本会の所在地および事務所を……」と改正することが提案され、原案通り決議された。なお、二〇二六年度以降の大会について、一月二日が平日の場合は休日に開催する方向で検討し、次年度の総会に諮る計画であることにしても報告があり、承認された。

編集（金澤周作常務理事）からは、『史林』の刊行・編集状況について報告があり、承認された。また、以前に評議員から、『史林』への英語論文の掲載や、『史林』の年間発行回数の見直しについて提案があったこと、これらについて慎重に検討を行っていることが報告され、承認された。

会計（磯貝健一常務理事）からは、二〇二三年度決算と二〇二四年度予算案について報告があり、承認された。

広報（喜多千草常務理事）からは、ウェブサイトやポスターによる広報活動について報告があり、承認された。

大会は、対面・オンラインのハイブリッド開催で、次の二つの公開講演が行われた。

吉川真司氏（京都大学名誉教授）
「古代的誓約から起請文へ」

司会…上島享氏
丸橋充拓氏（島根大学）

「中華の武力―その制度化と思想―」

司会…中砂明德氏
講演内容は本号に掲載されているので参照されたい。

（文責 塩出浩之）

史学研究会会則

（二〇一〇年一月二日改正）

第一条 本会は史学研究会と称する。

第二条 本会の事務所を京都大学大学院文学研究科内に置く。

第三条 本会は広く歴史に関心を持つ者が集まり、史学・地理学・考古学に関する研究を行うことを目的とする。

第四条 本会の事業は次の通りである。

1. 総会・大会・例会等の会合

2. 会誌『史林』等の発行

第五条 本会に次の役員を置く。

理事長一名、理事一五名以上三五名以内（内常務理事四名）、監事二名、評議員四〇名以上六〇名以内、委員若干名
第六条 役員は理事会及び評議員会によって選出され、総会の承認を受けるものと

する。理事長は本会を代表し、会務を統括し、会員総会、理事会及び評議員会を招集する。理事は理事会を構成し、会務を処理する。とくに常務理事は、庶務・編集・会計・広報の各事務を担当する。監事は会計経理を監査する。

第七条 委員は理事長より囑託され、編集・庶務の実務を分掌する。

第八条 役員の任期は、委員（任期一年）を除き、二年とする。但し、再任をさまたげない。

第九条 本会は第三条に掲げた目的に賛同する者をもって会員とする。会員は次の二種類とする。

1. 正会員 2. 学生会員

第十条 会員は会誌『史林』の配布を受け、かつこれに投稿し、また総会に参加することができ。

第十一条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。また、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡し、または会員である団体が消滅した時

（2）会費を三年間納入しない時

第十二条 会員は、所定の会費一年分を前納するものとする。会費の納入を二年分怠った時、雑誌の送付を停止される。さらに一年間会費の納入を行わない場合、会員の資格を喪失する。

第十三条 会員が既に納入した会費は返還しない。ただし一年分を超えて前納している場合には、一年分を超える部分を返還する。

第十四条 毎年秋季に大会を開き、また適宜例会を開く。会場等はその度にこれを定める。

第十五条 毎年秋季において総会を開き、会務の報告を行ない、承認を受ける。

第十六条 本会の経費は会費、事業収入及び寄付金を以て支弁する。会費は誌代を以てこれにあて。

第十七条 本会の会計年度は四月に始まり、翌年三月に終わる。

附則 本会則の変更は、会員総会の決議によるものとする。

但し会務執行に必要な細則及び物価変動に基づく会費金額の変更は理事会がこれを行う。